

事 務 連 絡
平成19年11月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(インド産養殖えび)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡により、別途指示する輸出国公的検査機関が発行したフラゾリドン（3-アミノ-2-オキサゾリドン）に係る証明書が添付されているものについては、検査命令を免除しているところです。

今般、インド政府から、検査命令免除検査機関を追加する旨の要請があったことから、別添1の2（13）に下記の検査機関を追加し、別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

Interfield Laboratories